

ヒトと動物の関係性を鑑みたソーシャル・デザイン

— その可能性と展望、社会的な存在としての犬に関する事例から —

Design the Society of human and animal relationships

From the case with the dog as social existence

山口 薫

YAMAGUCHI Kaoru

1. はじめに

本論文では、少子高齢化の中で増え続けるペット動物⁽¹⁾との関係性について、犬を介在とした人間関係の潤滑油的存在、共感力の向上といった社会的効果（横山、1996）からアプローチを試み、犬を社会デザインに組み込む有用性、その恩恵を認識することで広がるソーシャル・デザインの可能性と展望、その課題について考察することを目的とする。

この地球上でヒトと相互的な関係性を持った最古の動物がイエヌ⁽²⁾である。ヒトは過酷な大自然の中で食を獲て生き抜くためにその助けを借り、イヌは番犬的な役割や狩猟の補佐を務めてヒトと共存関係を築きながら、多様化していく人間社会との関わりの中で生存してきた。現代においてはその関係性において、自然環境へのまなざしを呼び覚まし、他者との関係を構築する接着剤として存在し続けているのではないだろうか。それは今後、人間がより一層助けを借りうる存在であると考ええる。

「ヒトと動物の関係学」の世界規模の組織、「IAHAIO⁽³⁾」の2007年の東京大会⁽⁴⁾において、「人が動物の存在から恩恵を受けることは、普遍的且つ自然な基本的な人権である」という東京宣言を行った。しかしこの権利の享受のためには、動物との接触を好まない人を尊重しながら、適切に飼育されている動物との同居を認める住宅に関する規制や、様々な活動がスムーズに行われなければならない。例えば、①動物介在療法（Animal Assisted Therapy）病院の医療活動に動物が参加、リハビリ効果、治癒効果、心理効果を期待する活動、②動物介在活動（Animal Assisted Activity）ふれあい、他者とのコミュニケーション効果を期待する活動、③動物介在教育（Animal Assisted Education）学校教育プログラムに動物が参加、子供の心身の発達を期待する活動など、主に3つの活動があげられる（横山、1996）。その指標として、国際機関、国家、地方行政機関等に対応を要請することを盛り込んだのがこの東京宣言である。しかし、日本における飼育環境の変化と急速に増え続けてきた飼育動物に係るトラブルも多く、上記の活動がスムーズに行われにくい環境も多々存在する。感情問題を絡めた好き嫌

いや近隣とのトラブルは根深い対立を生み、また動物の習性を理解せずに飼育する飼い主側にも問題がある。様々な問題の解決の糸口として、欧米的な動物の保護管理思想⁽⁵⁾が根付きにくいという点も考察しながら、日本独自の動物観に基づく人と動物の関係性を基軸とした他者とのつながりを分析の視点とする。

本論文は筆者の修士論文「ヒトと動物の関係性を鑑みたソーシャル・デザイン — その可能性と展望、社会的な存在としての犬に関する事例から —」に加筆し、抜粋して再構成したものである。なお飼育数が一番多く、日常的なペット動物の犬を対象とし、既に社会的な役割をもつ盲導犬、聴導犬等は対象としない。

第1章において「人と動物の絆／ヒューマン・アニマル・ボンド (HAB)」という概念について、歴史的な推移とその概念の科学的重要性、社会的必要性について論じた。欧米諸国を中心とした「コンパニオン・アニマル (伴侶動物)」という概念が意図する関係性と言葉について定義した。第2章では、その概念が日本では今後どのような形で取り入れることが可能か、という本論文の視座を明らかにし、日本における動物との関係性を表す歴史的な動物愛護法「生類憐みの令⁽⁶⁾」を踏まえて考察した。法制度設計の視点から、現在の動物愛護法⁽⁷⁾がどう推移し、改正されてきたのか、狂犬病法と並列することで生じてきたねじれ現象⁽⁸⁾を分析し、動物先進国といわれる欧米の法律と比較検討した。

ドイツ民法典には「動物は物ではない。動物は特別の法律によって保護される」とあり、日本の「物」としてのペット動物の法的位置付けと比較して論じた。ドイツ連邦共和国基本法 (ドイツ憲法) の改正 (2002年7月26日) で、「国の責務」として動物の保護に取り組むことが盛り込まれた (渡邊、2002)。基本法第20a条には、「国は来るべき世代への責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また法律および法の基準に従って執行権および裁判を通じて、自然的生存基盤および動物を保護する (訳文：樋口、2001)」と記され、動物保護法から一歩進み、「次世代」への視線が加味されていることは先駆的である。この基本法とドイツのNPO組織の充実度、欧米諸国の動物に関する法とNGO組織に比べて、日本におけるペット動物の飼育にまつわる軋轢、動物の保護管理思想が根付かない問題点を、日本の保健所で年間20万頭以上も殺処分されるペット動物の現実を踏まえながら論じた。

第3章において、「社会的な存在としての犬」に関する事例を取り上げ、その社会的効果を検証した。動物介在教育として9年間「学校犬」を飼育したことで学校が楽しい場となり、学内外での交流が活発化し、不登校児がゼロとなった立教女学院小学校の事例、職場において社員番号を持つ「社員犬」がいることで、社員のリラックス効果をもたらし、社員の家族も含めて共通の話題作りに貢献し、職場のコミュニケーションが促進された日本オラクル株式会社の事例、猿追いという役割を持つ「地域犬」を村の住民が飼育していることでサルと共存の可能性を広げた南木曾町の事例を取り上げ、「教育」、「職場」、「地域」といった3つの「場」から犬との関係性が生み出す社会的効果を分析した。本論文では地域犬の存在が住民にどのような変化をもたらしたかという事例を取り上げて論ずる。

2. 地域社会の構造的変化と野生動物との関係性

(1) 野生動物による獣害の背景

中山間地域や近年は都市部において、人と動物の最大の問題は、突然目の前に出没する野生動物による「獣害⁽⁹⁾」である。しかし、農耕地、住宅地への野生動物の侵入対策は、今に始まったことではなく、古くは、田畑へ近づく野生動物を音で驚かして追い払う目的で「鹿威し（添水）」と呼ばれる仕掛けを作り、水力による音の発生装置を集落の水辺に置いて野生動物を追い払っていた。これはのちに文化的要素が加わり、日本庭園で竹筒の音を楽しむ風流な遊び道具へと変化した。

特に江戸時代中期から後期にかけて野生動物対策に苦慮したため、村落の共同作業で大規模な土木工事を行っている。それが「しし垣（猪垣、鹿垣、猪鹿垣）」であり、その遺構は関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄に残っている。一部が観光地として、小豆島の池田町三都半島の長崎という地に残っているが、その「長崎のしし垣」は、幅が約 60 cm、高さが 1.6 m、総延長が 200 m の石垣状のもので「小豆島の万里の長城」と呼ばれている。昔はそれが 120 km 以上あった。木枠で型枠を組んだ中に、粘土状の土を三段に重ね、現地の岩や石が混在したもので上部には反りもある。これで主に猪や鹿による人里への侵入を防いだ。人と山との境界線を示すゾーニング的発想である。

これらは山林と田畑の境界付近にあり、土木作業と補修工事は伝統的な農村社会の祭事の一部として、広大な範囲にわたって他の集落との共同作業で行っていた。猪垣は農村社会の歴史として貴重な遺構であり、村落共同体がしっかりと存在していた証といえる（高橋、2004）。現代においては、それが電気牧柵⁽¹⁰⁾、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵などに代わっていった。農村集落における耕作放棄地の増加、少子高齢化、農村からの人口流出、森林環境の変化、放置竹林、植林、生息適地拡大等、人と動物の共有地として存在していた里山の構造的変化⁽¹¹⁾ がもたらされた結果、近年は益々野生動物が人里へ下りてきた。農作物被害は年々増加傾向にあり、2009 年度農林水産省発表では、被害金額は 213 億円、被害面積は 10 万 5 千 ha、被害量が 62 万 t である。

写真 1 小豆島に現存する猪垣



出典) 小豆島広報誌より転載

写真 2 滋賀県比良山地山麓高島市鶴川



出典) 猪垣ネットワーク猪垣サミットより転載

獣種別では主として鹿が71億円、イノシシが56億円、猿が16億円で、農村社会の変容と共に人と野生動物との棲み分けの境界線も変化し、様々な状況の下で互いに浸食していると考えられる。なお本論文では、この猪垣による防除がまったく通用しないニホンザルの場合を取り上げる。

(2) ニホンザルによる被害状況

戦後、1952年に初めて野生のサルの餌付けに成功し、サルを観光資源とした大分市の高崎山が盛況すると全国各地で野猿公園が設置され、1970年代までに40施設を超えたが、その後放置状態となった。1972年の列島改造論による農業構造改善事業で山奥まで道路が作られて生息地を分断し、サルが今まで生息していた奥山の自然林が伐採され、サルの食糧を生産しない針葉樹に代わっていったことなどがサル出没の背景としてあげられる。

歴史的におけるサルとのかかわりは深く、近代化以前では食用、医療目的での薬用、神と人間の間に位置する「猿神」としての存在、都市部の娯楽としての「猿回し」など、「サルに付与されていた文化的価値は多様であった（丸山、2006:156）」といえる。

2008年の鳥獣被害防止特別措置法では、鳥獣保護法との整合性を十分考慮しながら、絶滅の危機にある鳥獣やツキノワグマなどの生息数が著しく減少しているものについては動物の保護の観点からも十分に配慮し、人と動物との適切な関係の構築を基本的な指針としている。こういった順応的な管理方法では、計画的に立案、実際に試行、多角的に検証といった流れの中、捕獲方法や道具、人間の関わり方について、より一層改良、改善を促すといった手順を踏む。その過程において重要なのはまず、被害の当事者である住民同士の社会的な合意形成である。それには専門家によるアドバイスや行政からの管理方法の伝授（専門知）ばかりではなく、地域住民の主体性に基づいた行動や知識（ローカル知）を取り入れ、行政、専門家、住民のそれぞれが一体となった協働、参加型の方法でなければ、持続的にこの問題を解決することは難しい。事実、野生鳥獣を「有害鳥獣」と呼んで駆除する発想と、生物多様性に基づいた自然保護の発想は矛盾するものであり、被害を受けている地域住民と都市部の動物保護活動団体との軋轢、さらに被害地域内における個人的な温度差や動物の好き嫌いなど、感情的面においても二項対立に陥りやすい問題である。この点を認識しなければ政策は進まない。

環境省の野生鳥獣保護管理の統計では、全国のサルの年間捕獲数は過去10年間で2000年度が9,700頭、2008年度で15,900頭、2009年度は16,200頭と年々増加傾向にある。累計では、2001年度までの総計で全国第一位が長野県である。その点につき泉山（1998、2010）は、「行政は最も安易な方法を持って加害するサルを猿害として、補殺除去を実施してきたが、その方法はけして農林業被害を減らしておらず、むしろ新たな加害群を創出する」と指摘する。補殺駆除が一向に農作物被害の減少につながらないことについて「捕獲作業の進行に伴い個体が捕獲檻を認識し、捕獲檻を回避することを学習し、警戒心の強い個体が残存してゆくため」と考えられる。さらに、「人の仕掛けによる群れ個体の捕り尽くしは困難であって必ず残存個体があること」、「ある群れが補殺によって縮小すると他の群れがその部分に行動範囲を広めてくる為、今ま

で農作物へ加害していなかった群れが次に新たな駆除の対象と化していくこと」を指摘している（和田、2008、泉山、2010）。

そこで今後の課題として、最も重要なことは生活環境の質と発想を変える必要性であるとし、「捕獲以外の被害防止施策」には、主に「野生鳥獣の隠れ場所とならない為の緩衝帯の設置」「犬を活用した追い払いの実施」「広域地域の防護柵」「間伐推進など地域特性による森林管理」などが農水省パンフレットに記されている。緩衝帯とは森林と人里の境界に大型動物の牛を放牧して見通しのよい平地を作ることで野生動物の侵入を防止する昔ながらの方法である。捕殺や銃殺による駆除に偏りがちな意識を、猪垣のような防護柵のほかに、野生動物が嫌う大型家畜の牛を放つことや、犬を活用する方法なども認識することで、他の動物との共存も視野に入れた持続可能な「防除」という発想を提案している。

古くから日本における人と動物のつながりには、森羅万象に魂が宿っているという自然風土に根付いた価値観が存在し、山岳信仰をはじめとして、川や野、植物、動物、石、建築物等、全てに精霊や神様が宿っているという考え方であった（内山、2005）。欧米的な聖書の「創世記」を土台とした、人間を万物の支配者として自然を克服するという考え方ではなく、自然を敬い、畏敬の念を持つという考え方が風土からの伝統的な自然観であるとする（和辻 1979、内山 2005、河合 2009）。また食用として原生林を開墾して牧場を作ってきた「牧場型」家畜観と異なり、日本は鎌倉時代以降、台地や丘陵地を利用し、様々な野生の動物と人が共有するという「里山型」的動物観が主流である（福岡 2007）。つまり、人間の生活空間と野生動物との「間」をもたらし、双方が相手を観察するという空間が存在した。その空間の中で、人と野生動物との間に位置するのが、歴史的につながりの深い犬の存在である。そこで「忠犬事業」と名付けた獣害対策の取り組みで、里に出没したサルを追いあげて山に帰すことで害を防止している地方自治体の現場観察を通じて、役割を持つ犬の存在が住民間の社会的な関係性にどのように関わっているかを分析する。

3. 長野県南木曾町の忠犬事業

(1) 忠犬事業とは何か

サルの獣害対策として「追い払い犬」を最初に考えたのは長野県の大町市で、鳥獣被害防止の貢献者に送られる農林水産大臣団体賞（2009年度）を受賞している。「モンキードック」という名称で、2005年より事業を開始してからサルによる被害が激減した。

最初に犬を放したのは地元農家の人で、稲作を荒らすサルに飼い犬の「クロ」が吠えたため、「昔オオカミがいた時、サルはオオカミを本能的に怖がって逃げた」という昔からの言い伝えを思い出して、その子孫の犬も怖がるだろうと、とっさに放してみたところ、サルは非常に驚いて逃げて行ったことが発端である。これは住民のローカル知から出た効果といえよう。この活動がユニークで実践的な効果が上がっていることから、その後全国各地で取り入れられるようになっていった。その背景には、サル

が賢すぎて様々な対策を講じてもすぐ回避行動を学び、思った程効果が出なかったことがある（和田、2008）。

猪や鹿は、縄文時代の遺跡から出土した骨を見ると、かなりの量を食べていた（河合、2009）。今日でも日本の食文化としてしし鍋（牡丹鍋）があり、鹿も増えすぎた対策として燻製や、最近では鹿ステーキとして食することを推進している。しかし現代において、サルは動物園の観賞対象として子供の頃から身近に感じられる「かわいい」存在であり、姿形もヒトと類似している点から、銃殺には消極的である。今日の食文化にも組み込まれていないサルの処理は殺した後、土に埋めるしかない。こういったことから犬を活用する取組みが年々増加している。2011年現在は24の都道府県の79市町村が参加し、活動している犬の頭数は393頭である（農林水産省、2011）。

(2) 長野県南木曾町の場合

長野県の南西部に位置する南木曾町は2005年度から犬の活用を開始した。この町の特徴は「柴犬」を推奨し、ネーミングも「忠犬事業」と和名をつけたことである。長野県の南木曾町は、総面積が21,596 ha、その中で森林が19,886 ha（92.1%）を占め、宅地149 ha（0.7%）、農用地384 ha（1.8%）、その他1,177 ha（5.4%）という土地利用状況である。人口4,810人（2010年国勢調査、男2,272人、女2,538人）であり、統計をみると高齢率は37%、1975年の7,011人から少子高齢化の一途である。地形の特徴として中心部を木曾川が流れ、その支流沿いに7つの集落があり、農用地が細長く、居住地は標高300 mから950 mに及んでいる。

調査方法としては、南木曾町役場の産業観光課、農林係の藤原雅晴氏に当時の状況や現在の資料に関するインタビュー調査、町民アンケート調査、忠犬事業で実際に犬を飼育している町民へのインタビュー調査を行った。まず役場側の認識する犬事業を導入するまでの問題点については次のとおりである。

電気牧柵については地域や集落を囲んでいますが、その漏電対策が大変なのです。つまり、下の部分に草が生えて伸びてくると漏電するため、定期的に管理が必要で草刈りが欠かせません。高齢者が多いので草刈りは大変です。中山間地域直接支払い制度を利用して整備している地域もありますが、本当に長期的な対策が必要ですからこの忠犬事業も被害対策の一つですね。地域の猟友会の人達が捕獲檻を設置してもなかなか（サルは賢く、学習をすることもあって）捕獲できないですし（藤原）。

犬を導入することで「サルの捕獲」や「もともと殺したくないものを殺す」側の精神的負担も軽減される。猟友会の高齢化と継承者不足といった問題からも銃を用いた捕殺にも限界があり、このような面からも忠犬事業の有用性は高い。例えば、サルを一頭銃殺する費用は南木曾町の駆除報償金では3万円で、2010年度は96頭のサルを駆除している。忠犬事業に重きを置くようになることで、サルに関する駆除事業の費用や予算も節約できる。南木曾町の費用は次の通りである。

表 1 2010 年度実施事業について

(単位：千円)

事業名	事業費	国県補助金	一般財源	備 考
有害鳥獣駆除事業	9,544	323	9,221	野生鳥獣総合管理対策事業補助
忠犬事業	538		538	
有害鳥獣駆除対策協議会	2,300	2,000	300	鳥獣被害防止総合対策交付金
カモシカ被害対策事業	494		494	捕獲頭数 8 頭
合 計	12,876	2,323	10,553	

出典) 南木曾町資料より転載

なお農作物の被害だが、この町の場合は個人消費が中心となるため、忠犬事業も役場が個人を支援するという形式である。あくまでも「個人が所有する犬」が基本で、それを獣害防止のために訓練する時に事前に登録をし、役場が訓練費を負担して補佐するということになる。

法制度としては、当初「特区」として町が認定して一定の訓練を保障し、保険加入などを条件に制度化を検討した。その後 2007 年 11 月に「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」が一部改正されて一般の犬を放犬することが可能となった。

次に、この事業のために新たに犬を購入する人に推薦している柴犬は、日本古来の犬であり、気候風土に適していることや、その体高や毛の長さもサル追いにはちょうど良く、日常的にサルを追っていた歴史もあって、オオカミの DNA⁽¹²⁾ に最も近いうちのひとつと言われている。数多い犬種の中で、柴犬を選ぶ利点は大きいと考える。

忠犬事業は犬側の福祉も考慮し、役場側もその点について気を付けなければならない。犬が活動中に死亡した失敗事例も含めて検証することや、今後の事故を未然に防ぐためにも様々な状況や事実を住民への説明会や話し合いの場で伝えることは、合意形成の上でも重要である。何よりも自分達の助けを借りる犬は生き物であるという視点を重視しなければならない。今後の展開として藤原は「これから柴犬を中心に町おこしも考えてみたらどうかと思っている」と語った。犬を軸としての町おこしは非常に効果的であり、住民の意識も高まり、この事業の周知徹底、さらに未来への伝承として子供達への影響も大きいと考える。

なお、町役場では「忠犬登録」の認定要綱や忠犬飼育に関する取り扱い等を定めている。

現状の課題としては、現在の忠犬のいる地区ではめっきりサルの被害が減ったそうだが、逆にサルは他の場所に出没するようになっていったそうである。

(3) 住民の意識的变化と今後の課題

実際に忠犬を飼育して農業をしている人の日常的生活空間がどのように変化をしたのかインタビュー調査をした。町役場の紹介で、積極的に農業に取り組んでいる山川勝男氏(75歳)に話を聞いた。息子さん家族と同居している兼業農家であるが、近隣の耕作放棄地も頼まれて水田として整備し、自家用農作物と米を主に生産している。耕作面積は 2.1 ha と非常に広く、段々畑や水田で変化に富む地形であることから、電

写真3 忠犬事業登録犬ひめ
(目印：ピンクの首輪)



出典) 筆者撮影 2011

写真4 飼い主の山川さん



出典) 筆者撮影 2011

気牧柵費用も約36万円以上かかり、耕作放棄地はそのままにしておくとイノシシなどの隠れる場所を提供することになるため、常に草刈りをするか近隣に頼んで耕作してもらうことが重要だ、とのことである。山川さんの「忠犬」は柴犬で「ひめ」という名前で2歳である。

耕作地は山に向かってせり上がっている農地でその延長は竹藪と山奥へ繋がる。ひめはその山と畑の間に位置する場所で長い距離を移動出来るようにT字型の細いチェーンで繋がれていた。犬小屋の前には「私の名前はひめです。よろしく」と記され、敷地には忠犬事業の説明と犬に関しての扱いが記載されている町役場名の立て看板がある。まず被害状況について次のように語った。

サルは助走をつけて一瞬で、間を抜けるから、飛んで、一瞬だよ。団体で30匹ぐらい来て。柵なんか軽々飛び越えてきてイネ両手にもって、くわえ飛んで行ってさあ。イノシシなら土掘っているうちに、鼻も大きく濡れて、電気でショック受けるからさ、まあ効果あるけどサルは無理だね。アースにとって電気柵なんてまったく役に立たないさあ。下のほうの草がすぐ伸びるから草取り大変だし(山川)。

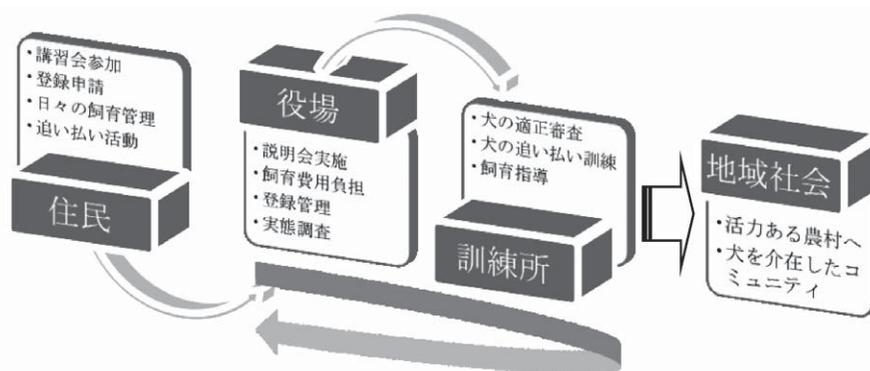
そこでこの柴犬「ひめ」が来てからはサルの被害が激減したという。サルが出没すると、すぐに放たれることでサル側が恐怖を感じ「この犬は放されるのだ」と学習して逃げ去る。また犬の糞尿のにおいがサルを寄せ付けないこともあり、もう半年ほどサルは見えていないと語る。このように、サルによる被害が軽減したばかりではなく、ひめという名前も近所で評判がよく、思いもかけない人達にも声をかけられるという。

近くの幼稚園の子たちがひめをかわいがってねえ。そのお母さん(保護者)にも人気があって、いつも朝、わざわざ幼稚園に行くのに(こっちは遠いのに)遠回りして寄ってってくれるんだよ。幼稚園の子たちも、「ひめ」ってかわいってさあ。うれしいよねえ。ひめ! すごいよねえってねえ(山川)。

幼稚園児の母親から毎朝声をかけられる体験は、今まで経験したことがない。農業従事者が獣害に苦しむ中で、忠犬事業を選択して犬を飼育したことで逆に、通学路ではないにもかかわらず、子供や母親たちが迂回してこの道を通り、言葉をかかわす新たな関係性が生まれた。またその犬はサルを追い払う役目を持つ犬であることも幼稚園児は十分理解し、周りの人々はその犬の活躍を見ることで農業従事者の苦悩や獣害に目を向け、共感を生むきっかけとなる。無意識に新たな関係性を構築している。

他に、警察犬訓練所の訓練者による飼育指導や、飼育者を中心とした意見交換会の実施など、閉鎖的になりがちなコミュニティが、開かれたものと変化していく。このように犬を介在したことで、次世代を担う子供や地域社会における高齢者間のつながりの再構築は、社会的な存在としての犬がもたらしたものと考えられる。

図1 忠犬事業の概念図



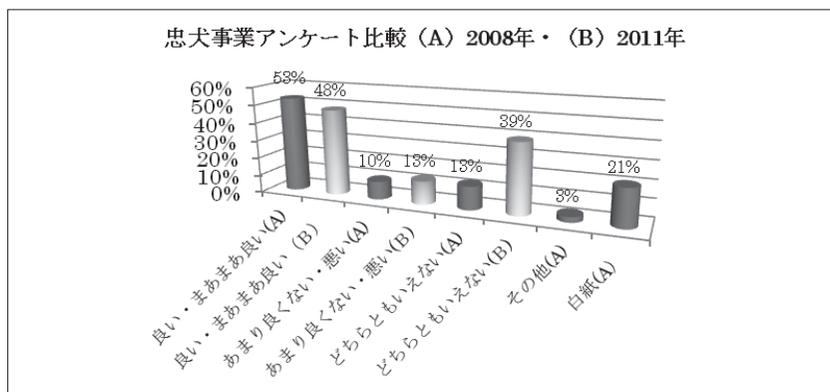
出典) 筆者作成 2012

なお役場では住民へのアンケートを2回取っている。犬は希望者が飼育し、その近隣の住民に説明会、意見交換会を行い、集落ごとに適度な距離に一頭ずつ配置されているため回答者が必ずしも忠犬を飼育しているわけではない。登録頭数は2005年度5頭で開始し、4頭(2006年)、1頭(2007年)、2頭(2008年)、3頭(2009年)、4頭(2010年)、8頭(2011年)と訓練を重ねて、2011年11月末で合計30頭(含訓練中)が活躍している。その過程で、2頭が登録中止と訓練後登録中止、1頭(小型雑種犬)が脱水症状で事故死している。

図2のアンケート調査結果をみると、役場によるアンケートは事業の良悪を問い、改良点を見出そうとしている(図2参照)。

実施効果としては半数近くが認めており、一定の効果が上がっていることがわかる。しかし(B)でどちらともいえないが増加している主な理由は、広大な範囲に犬が一頭ずつ配置されているため、飼育者の家の水田や畑は守れても、自分の家までは防除してくれない、という不満である。「もっと数を増やせばさらに効果的なのではないか」、「集落全体で対応した方が良い」といった意見の一方で、実際にやってみて、犬が嫌いな人の不満や飼育管理への指摘もある。この点については事前に十分な話し合いと被害状況の把握が必要で、さらに犬の貢献度を具体的に調査することで軽減するのではないだろうか。この他に町への要望として、餌代補助、再教育、数の増加、緩衝帯の

図2 南木曾町忠犬事業アンケート調査



出典) 南木曾町役場広報誌 (A) 2008年4月号 (B) 2011年5月号をもとに筆者作成 2012
 注) 忠犬事業アンケート調査 (A) 対象世帯344世帯 回答128世帯 回収率37.2%
 (B) 対象世帯487世帯 回答123世帯 回収率25.3%

[良い理由] A、B合わせて上位順

- ①サルが出没するものの農作物への被害が減少した 忠犬事業によって被害が減少した
 - ②地域に実施する人がいることで、電気柵など経費が減少した ③抑止効果あり、防犯にもなる
- 他：忠犬がいるだけで安心・人と動物の境界で本来の姿に取り戻せるのではないかと・忠犬のいる家にはサルは来ない・もっと増やせばよい

[悪い理由] A、B合わせて上位順

- ①役に立っていない ②犬が嫌いである ③実施方法に問題、田畑を踏み荒らす

[どちらともいえない・その他] 自由回答から抜粋

実効果はわからないが、前向きに取り組む姿勢が大事・犬と離れているのでわからない・他の犬のところに長居している・しつけの問題・道路の真ん中で寝ていて車で引きそうになる（管理体制の問題）
 集落全体、様々な方法で対応・有害鳥獣の被害に比べれば、犬による踏み荒らしはたいしたことない

整備が挙げられている。「田畑が犬で荒らされる」という意見もある一方、「有害鳥獣被害よりたいしたことなし」といった見方もあり、それぞれの犬に対する感情も浮き彫りになった。今後は鳥獣被害に役立つ、役立たないといった視点以外に、犬を介在した社会的な会話と人間関係の広がりや、地域住民の子供たちとの関係性から次世代へのまなざしを考えることも重要なのではないだろうか。

なお、訓練は1頭につき3か月かかり、その費用の15万円を全額、町が負担する。費用面においても何ヘクタールもの水田や畑の規模を考慮すると、電気柵の設置費用や維持管理費用、人的労力など、サルに関しては犬が最も適している防除方法であると考えている。

4. 社会的な存在としての犬とは何か

サルなどの野生動物と共存して農山村が活性化するには、人的な交流が支えとなって、住民が主体とならなければ継続的な実現は難しい。つまり、単に犬がサルを追うことが目的ではなく、そこで暮らす人々の意識や関係性が構築されていく中で、新しい視点で多様な方法を駆使しながら、自然の中で野生動物と折り合いをつけて生きる

道を模索することがこの事業の本来の目的なのではないかと考える。その過程において捕殺に偏らず、犬や牛といった人間社会に組み込まれた動物の助けを借りながら、古くて新しい方法が持続可能な社会を作る基礎となるのではないだろうか。

人間が爆竹や花火、空砲で山へ動物を追いつける方法を行っている地域もあるが、そもそも過疎化で人がいない地域や、動物が出没するたびに何度も山を駆け上がって退治することは、高齢者ばかりの中山間地域にとって持続的な方法ではない。人の代わりに山へ追いつけてくれる犬の存在は、まさに社会的に組み込まれているといえよう。「社会的な存在としての犬」とは、人との相互作用や自然のダイナミズムの中で、地域住民間の他者への配慮や共感力を呼び覚まし、人として生き抜く力を与えてくれる伴侶動物である、と定義する。

5. おわりに

「人と動物の関係性」という概念によって構築された社会は我々に何をもたらすのだろうか。その発展の過程において、思考停止に陥りやすいのは二項対立的思想である。ブクチン（1996）も問題の本質をすり替える手段として対立関係にある思考回路に警戒を鳴らす。事例の「犬」たちの存在は、崩壊したコミュニティや、過疎化する地域の構造的変化の中で、トラブルの原因となっている野生動物への配慮を気付かせ、限りある自然と環境の中で生き抜く知恵をもたらし、他者とつながることを無意識にもたらすのではないだろうか。無論、個々の動物への価値観やその対応、飼育状況によっては大きな社会的対立を生じさせる原因となるが、そこばかりに目を向け、利点を考察する妨げとなってはならないと考える。

動物行動学のフランス・ドゥ・ヴァールは「利己的な動機と市場の力だけに基づいた社会は富を生むかもしれないが、人生を価値あるものにする纏まりや相互信頼は生み出せない」（2010：311）と語り、アダム・スミスの思想の本質的な部分をもっと理解する必要があるとし、すべての国民が強い共同体意識を持たなければ社会は動かないとする。「社会は第二の見えざる手に頼っている。それは他者へ差し伸べられる手だ。共同体という名に真にふさわしい社会を築きたければ、他者に無関心ではいられないという気持ちが、他者との関係を支える、もうひとつの力なのだ」と断言する（ヴァール、2010）。

本論文では、ペットは単なる個々の愛玩ではなく、自然を共有している命ある動物としての存在であり、コンパニオン・アニマル（伴侶動物）という形で共に生きていることを気付かせ、それを実感させる存在であるとの観点から考察した。そこに気付いた時、人は他者への配慮、ひいては己の存在価値を認識させ、新たな社会的概念を生み出すのではないだろうか。

■ 注釈

- (1) 2011年10月現在の沖縄県を含む全国の犬の飼育頭数は約11,936千頭、猫は9606千頭、合計2,154万2千頭であり、子供数（総務省統計局2012年4月現在の15歳未満の子供数は

- 1,665万人)より多くの飼育が推定される。(全国犬猫飼育実態調査、日本ペットフード協会)
- (2) 学名 *Canis Familiaris* (*Canis lupus fa,o;ears*) 英名 Domestic Dog 和名イエイヌ/イヌ科 (*Canidae*) に属する。ミトコンドリア DNA 解析結果、オオカミが犬の祖先であると分かった(田名部、2007)。生物学としての表示はヒト、イヌとする。なおニホンオオカミは明治38年に絶滅した。
 - (3) International Association of Human-Animal Interaction Organizations (IAHAIO) 1990年設立。本拠地米国ワシントン州。人と動物の相互作用について、正しい理解と促進をミッションに英国、フランス、米国を中心として活動している学会、協会等の国際的な連合体を指す。
 - (4) 2007年10月5日東京で行われた国際会議。秋篠宮親王殿下が特別講演し、正田陽一東大名誉教授組織委員会会長が東京宣言をした。28カ国から1,100名以上参加。
 - (5) 野生動物管理 (Wildlife Management) は、ヨーロッパの王侯貴族の狩猟の個体管理と適切な維持を目的として生まれた歴史的学問分野であるが、現在の欧米を中心とした保全生物学の基礎となっている。個体と生息地、被害を管理し、野生動物・環境・人間の3つを念頭に管理する(室山、2009)
 - (6) 生類憐みの令とは、徳川綱吉が将軍在職中に、生物に関して多数発令したものを後代が総称として名付けたもので、1687年(貞享四)から1709年(宝永六)1月20日までに issuedされた動物関連発令を指す(板倉1996:82~99)。近年の調査研究により、必ずしも悪法ではなく、自然と動物への関係を修復して本来の姿へ戻るための法律として最も進んだ動物愛護法との位置付けも出ている(塚本1993:289)
 - (7) 正式には「動物の愛護及管理に関する法律」で、この法律の目的には「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること」と「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止すること」といった二面性があり、あくまでも人側の動物愛護精神を社会秩序として保護が目的であって、動物そのものの生命や身体を保護するものではないことがわかる。この点が、欧米の持つ使命感と保護意識とは異なる原因の一つだと考える。
 - (8) 1950年(昭和25)に制定した、戦後の狂犬病撲滅のために野犬の捕獲や収容、飼い犬の登録義務、予防接種義務を規定した「狂犬病予防法」がある。これは厚生労働省の所管であるが、自治体の愛玩動物に関わるものとしての公衆衛生管理を担当する部署の主な法律であった。その流れは今でも続いており、実は動物愛護管理法は総理府から環境省へと所管を変遷しても、実際に担当をするのが自治体の狂犬病予防法の所管部局という、ねじれ現象が生じた。
 - (9) 獣害と呼ばれる野生鳥獣による被害が増加して、2008年2月、「野生鳥獣による農林水産等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)」が施行された。地方自治体への鳥獣捕獲の許可権限行使(権限移譲)、財政支援、追い払い実施隊の件数費等が盛り込まれている。
 - (10) 電線を3、4段の高さで張り巡らせ、動物が接触すると4,000~7,000ボルトの高圧電流が流れる仕組み。草取りや漏電対策などメンテナンスが必要:電気柵(1mにつき2,000円)。猿落君というネット(資材費のみ1m700円程)もあるが、何ヘクタールもの変化に富む敷地では設置は困難。
 - (11) 昭和30年代の燃料革命で薪炭林から石油になったことで、生産資源としての利用価値が激減したことで林業衰退した。その後人口流出による過疎化で限界集落と呼ばれるようになっていった。
 - (12) 犬がオオカミから家畜化されたのは東アジアが発端で、ミトコンドリアDNAの塩基配列の研究からオオカミと近縁の犬は、①中国犬②日本犬(柴犬、秋田犬)③パセンジー(ア

フリカ中部)。

■ 参考文献

- 青木人志『法と動物』明石書店 2004
- 青木人志『日本の動物法』東京大学出版会 2009
- 青木人志「比較法文化論的にみた日本の動物法」ヒトと動物の関係学会誌 2001年8月号
2001:9-17
- 秋篠宮文仁、林良博編著『ヒトと動物の関係学 第2巻 家畜の文化』岩波書店 2009
- ブクチン、マレイ著 萩原なつ子、藤堂麻理子、戸田清訳『エコロジーと社会』白水社 1996
[原書 1990].
- ボーグル、ブルース著 小暮規夫監修、澤光代訳『ヒューマン・アニマル・ボンド人と動物の
絆』
ベットライフ社 1990 [原書 1983].
- Friesen, Lori, 2010, "Exploring Animal-Assisted Programs with Children in School and
Therapeutic Contexts", *Early Childhood Educ J* (2010) 37: 261-267
- 福岡今日一『ペットビジネスと法と政策』緑書房 2007
- 針谷光二「動物行政の現状と今後の展望」ヒトと動物の関係学会誌 2001年8月号 2001:18-26
- 石川圭介、横山真弓、坂田宏志「イヌによる害獣追い払い活動がニホンザルの集落出没等に与
える影響」
- 兵庫県森林動物研究センター 2008
- 藤井可「18世紀イギリスに於ける動物への道徳的配慮：現代の動物倫理との関係を探る」熊本
大学学術リポジトリ 先端倫理研究2 2007:119-142
- 樋口陽一、他編『解説 世界憲法集 第4版』三省堂 2001
- 萩原なつ子『市民力による知の創造と発展』東信堂 2009
- 泉山茂之他「関東甲信越におけるニホンザルの分布と保護管理に関する現状」ワイルドライフ4
1998
- 泉山茂之「有害鳥獣駆除による補殺がニホンザル個体群に与える影響」信州大学農学部 AFC 報
告8 2010
- 河合雅雄、林良博『動物たちの反乱』PHP 研究所 2009
- 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす — 環境倫理とネットワーク』ちくま新書 1996
- 川村俊蔵、田中 健、泉山 茂之「強煙火システムによる野生ニホンザルの耕地回避学習実験
その1」哺乳類科学 第45号 1983:53-70
- 神埼伸夫、見宮 歩、丸山直樹「山梨県におけるイノシシ、サルによる農作物被害の実態と農
家の意識」東京農工大学 2003
- 丸山康司『サルと人間の環境問題 — ニホンザルをめぐる自然保護と獣害のはざまから』昭和堂
2006
- 諸橋邦彦「欧州におけるペット動物保護の取り組みと保護法制」レファレンス平成23年1月号
63-86
- 村山司「猿害の打開策 モンキードックという試み」農村と都市をむすぶ 2008:51-57
- 西本豊弘編者『人と動物の日本史 第一巻 動物の考古学』吉川弘文館 2008
- 農林水産省「獣害被害対策を考える」aff, 2008: 4-11
- 農林水産技術会議事務局「農林業における野生獣類の被害対策基礎知識」農林水産省 2009
- 中川志郎「新・動物愛護法と地方行政」ヒトと動物の関係学会誌 2001年8月号 2001:27-39
- おおいまちこ「飼い犬でサルを撃退 長野県大町市 モンキードック事業」現代農業 2006:
238-241

- 大串龍一「里山の問題その2」河北潟湖沼研究所 37-43 2009
- 太田光明「人と動物の関係における諸問題」日本獣医師会 会報 2006：211-214
- 奥野卓司、秋篠宮文仁『ヒトと動物の関係学第一巻—動物観と表象』岩波書店 2009
- シンガー、ピーター 戸田清訳『動物の解放』東京：技術と人間 1988 [原書 1975].
- シンガー、ピーター 戸田清訳『動物の権利』東京：技術と人間 1986
- サーベル、ジェイムス『The Domestic Dog 犬、その進化、行動、人との関係』緑書房 1999
- ターナー、ジェイムス『動物への配慮』法政大学出版局 1994 [1980]
- 田名部雄一『人と犬のきずな—遺伝子からそのルーツを探る』裳華房 2007
- 高橋春成「分布域が拡大する日本のイノシシ」、『ヒトと動物の関係学・第四巻野生と環境』
2008
- 塚本学『生類をめぐる政治』平凡社 1993 [1983]
- 内山節『「里」という思想』新潮社 2005
- 打越綾子「自治体における動物愛護管理行政の構造的課題—推進計画の策定に向けた留意事項」
ヒトと動物の関係学会誌 2007年5月号 2007：58-66
- ヴァール、フランス・ドゥ 柴田裕之、西田利貞訳『共感の時代へ—動物行動学が教えてくれること』
紀伊国屋書店 2010
- 和辻哲郎『風土』岩波書店 1979
- 和田一雄「ニホンザル保全学」東京：農山漁村文化協会 2008
- 渡邊齊志「短信：ドイツ連邦共和国基本法の改正—動物保護に関する規定の導入」外国の立法：立法情報誌 国立国会図書館 2002
- 横山章光『アニマル・セラピーとは何か』日本放送出版協会 1996
- 横山章光「動物介在教育の多面性」、ヒトと動物の関係学会誌 2006年8月号 2006：20-21
- 横山章光「医療と動物の関わり～アニマル・セラピー」（ペットと社会／ヒトと動物の関係学・第三巻、岩波書店 2008
- 吉田洋、林進、北原正彦、藤園藍「富士北麓地域におけるニホンザル野生群による農作物被害と被害防除の実態」農村計画学会誌 Vol 25, 2006：111-119